

《高齢者の住居安定確保に》

住宅のバリアフリー化を推進します

高齢になると、室内や廊下の段差につまずいてけがをするのではないか、手すりのないお風呂やトイレで苦勞するのではないかなどの住まいに関する不安が生じてきます。ここでは、住宅のバリアフリー化を進めるための取組みや工夫を紹介します。

住宅のバリアフリー化の必要性

急速な高齢化

我が国では、欧米諸国の2〜4倍と、世界でも例を見ない速度で高齢化が進展しています。二十五年には国民の4人に1人が高齢者となり、本格的な高齢社会に突入すると見込まれています。

また、世帯構造でも、全世帯の4割が高齢者を含む世帯となるとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が大幅に増加し、全世帯の2割に達すると見込まれています。

バリアフリー化の遅れ

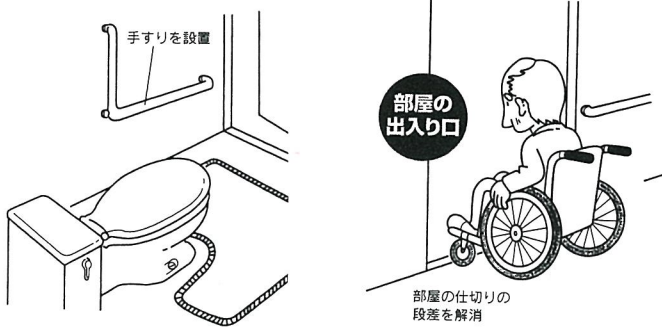
高齢者の居住の状況は、9割が在宅であるにもかかわらず、

- ・手すりの設置
- ・段差の解消

- ・車椅子の通れる広い廊下の確保

といった基本的なバリアフリー化がなされた住宅は、全住宅の約3%しかなく、住宅のバリアフリー化は遅れている状況にあります。

平成10年の統計によると、住宅に関わる高齢者の事故死は、約四千四百人で、これは高齢者の交通事故死の人数に匹敵するほどとなっております。住宅のバリアフリー化は重要な課題となっております。



住宅のバリアフリー化を進めるために

持家のバリアフリー化

高齢者自身が、持家をバリアフリーリフォームする場合は、生存時のローンの返済を軽くする住宅金融公庫の特別な融資制度（高齢者向け返済特例制度）があります。

この制度を利用すれば、生存時は利子のみを返済し、死亡時に住宅資産などを活用して、元金を一括償還することが出来ます。また、この融資に係る債務については、高齢者居住支援センターによる債務保証を受けることとなります。

賃貸住宅のバリアフリー化

バリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅を建設したり、既存の住宅を高齢者向け優良賃貸住宅とするためにバリアフリーリフォームする場合に、国や地方公共団体から補助金や税制上の優遇措置を受けることが出来ます。

また、賃貸人が低所得の高齢者世帯に対して家賃の

減額を行った場合には、その費用についても補助を受けることが出来ます。

バリアフリーのための工夫

高齢者や体の不自由な人が安全に生活できるように、床の段差をなくしたり、手すりをつけるなどの工夫をしたり、エレベーターなどの設備を整えるなどのバリアフリー化を行うことが可能です。

住宅のバリアフリー化のためには、住宅を新築する際に、将来身体機能が低下して住宅を改造する必要が出てきた場合に備え、あらかじめ設計上の工夫をしておくこと改造がしやすくなります。

高齢社会を迎え、高齢者をはじめ誰もが安全に安心して暮らすために、どのような工夫があるか考えてみてください。